

令和 2 年度

第 10 回 高森町農業委員会 議事録

令和 3 年 1 月 22 日、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原一正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 18 名

2 欠席委員

- 10 原 正樹

3 職務のために出席した職員

農業委員会事務局	事務局長	野沢 稔
農業委員会事務局	主 査	龍口 健
産業課農業振興係	課長補佐	宮下 誠
産業課農業振興係	主 査	牧野 聡史
産業課農業振興係	書 記	吉森 佑太
営農支援センター	所 長	林 幸雄
営農支援センター	専 門 員	松村 修平

4 会議への附議事項

- 議案第 37 号 農地法第 18 条第 6 項の通知（報告）
議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（審議）
議案第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請（審議）
議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請（審議）
議案第 41 号 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画（1 月分）

5 議事内容

議 長 　ただ今から第 10 回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前 9 時 0 0 分

議 長 　本日の議事録署名委員ですが、11 番及び 12 番にお願いします。
短時間で済むようお願いします。

それでは議案第 37 号、農地法第 18 条第 6 項の通知。これについて、皆さんからご質問やご意見はありますか。これは届出案件になりますが、担当委員の方から何かありますか。

よろしいですか。この議案は通知案件ですので受理といたします。

続きまして議案第 38 号、農地法第 3 条による許可申請。1 番につきまして、説明をお願いします。

2 番 　地図をご覧ください。牛牧神社から北へ 100m 程、くぼんだ所の奥の柿畑です。譲渡人は高齢のため、当該農地を手放したいということです。前、農業委員であった譲受人に無償譲渡したいとのこと。柿畑 2 枚です。両側は原野で、下に田んぼがありますが、草を刈るだけの状態です。道がなく運搬車も入っていけないような所なので無償です。よろしくお願いします。

議 長 　ありがとうございました。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第 38 号の 1 番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは 2 番につきまして、説明をお願いします。

4 番 　地図をご覧ください。場所は新田の白髭神社の南側になります。譲渡人 A は現在病気療養中で、譲渡人 B は東京に住んでいます。耕作できる上状態ではないので、農地を処分したいとのこと。そこで申請地の隣に住む譲受人がそのまま耕作したいということです。対価については、事務局お願いします。

事務局 　補足します。対価は、総額 10 万円です。1 反歩換算ですと、202,840 円です。お願いします。

議 長 　ありがとうございました。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第 38 号の 2 番可とする方は挙手願います。

全会一致で「可」とします。

議 長 続きまして議案第39号、農地法第4条第1項による許可申請及び議案第40号、農地法第5条第1項による許可申請。あわせて説明をお願いします。

12 番 地図をご覧ください。場所は、大島山瑠璃時から南へ500m、新しくできた排水路を右に上がり、上段道路手前となります。議案第40号に関連しますので、併せて説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。譲受人は、家族が増え住宅が手狭となり、新築を計画されています。隣接する地権者の同意は得られています。以上です。審議をよろしくをお願いします。

事務局 補足します。経過については12番の説明があったとおりですが、通常ないケースがあります。1つは、この土地は、現在建物が建っていて、それを解体してこの土地の一部にかかるような形で増築することです。既にある建物が、昭和55年に農業用施設として届出されたものです。農業用施設として転用は済んでいますが、地目の変更登記がされていないままでした。転用したが、地目の変更登記をしていない土地は、通常当時の許可証や、許可を受けたという証明を事務局で発行しますが、それを法務局にもっていけば、今回のような農転の審議をしなくても地目の変更登記ができます。ただ、今回の土地に建つ建物が農業用施設としての許可は得ているが、現地を見ると、外観上農業用施設には見えません。お父様が農業用施設として使用していたという話は聞いているのですが、現状は物置のようです。いわゆる、過去の証明による地目変更ができませんので、今回改めての許可申請になります。もう1点、同じ土地に対して、土地所有者(譲渡人)の4条申請と、息子が使用貸借する2件の申請が出ています。この理由は、申請地の一部に譲受人が増築する平屋の一部がかかっています。開いたスペースについては、駐車場や庭として使いたいということです。増築という扱いが、現在の譲渡人の母屋と渡り廊下で繋がっています、渡り廊下さえなければ別の建物として息子の5条申請だけでよかったのですが、渡り廊下で繋がれることにより、建築基準法上、増築扱いになります。建物の登記を、父と息子の共有名義で登記しなければならず、そのために4条申請、5条申請が必要になります。県にも確認済です。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第39号、農地法第4条第1項による許可申請及び議案第40号、農地法第5条第1項による許可申請を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして、第41号議案経営基盤法第18条の農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案の朗読は省略させていただきます。補足します。16 件のうち 15 件が新規です。この新規のうち大半が、昨年の 12 月で契約が切れたものの更新になっています。12 月末に権利が切れてしまっていますが、実態的には再設定ではありますが、権利が切れているので新規という形です。ご確認をお願いします。

議長 よろしいですか。それでは、議案第 41 号を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは以上で審議を終了いたします。ありがとうございました。

時に午前 9 時 13 分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員
高森町農業委員 11 番 宮下 裕次

議事録署名委員
高森町農業委員 12 番 青山 高志